

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新庄市	ニツ屋・拓生地区 (ニツ屋、拓生集落)	令和4年3月28日	—

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

後継者のいる世帯は少なく、地域内で担い手となる後継者の育成、人材の確保が必要である。  
 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、ニツ屋集落では3ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

ニツ屋集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

拓生集落の農地利用は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1 経営体		7.0 ha		7.0 ha	

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向  
 アンケート結果より、10年後には農業をやめて農地を譲渡や貸したい意向の農業者は3経営体、規模を縮小したい意向の農業者は3経営体で、その耕地面積は約2haとなっている。

○農地中間管理機構の活用方針  
 将来の経営農地の集約化を目指し、農業経営をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。